

岩手県告示第175号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第4項の規定に基づき、国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車の重量及び長さの最高限度を引き上げる道路を次のとおり指定し、併せて、同令第10条第2項の規定に基づき、当該道路を通行する当該車両の通行方法を次のとおり定める。

令和元年7月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 指定する道路の種類、路線名及び区間

種類	路線名	区間
県道	水沢米里線	奥州市水沢佐倉河字道下26番6地先から江刺岩谷堂字南八日市76番2地先まで
県道	盛岡和賀線	盛岡市湯沢17地割19番1地先から紫波郡矢巾町流通センター南二丁目6番15地先まで
県道	一関北上線	一関市山目字大槻89番11地先から中央町二丁目35番2地先まで
県道	一関大東線	一関市中央町二丁目34番2地先から狐禅寺字手負沢50番11地先まで
県道	上米内湯沢線	盛岡市永井1地割49番1地先から湯沢17地割19番1地先まで
県道	花巻平泉線	花巻市二枚橋第3地割116番1地先から台第5地割17番6地先まで
県道	北上金ヶ崎インター線	北上市相去町大松沢1番60地先から1番14地先まで
県道	水海大渡線	釜石市両石町第4地割123番1地先から91番1地先まで
県道	東宮野目二枚橋線	花巻市下似内第1地割101番1地先から東宮野目第2地割59番1地先まで
一般国道	107号	北上市北鬼柳19地割114番2地先から和賀町藤根17地割4番1地先まで
一般国道	282号	滝沢市後268番22地先から八幡平市大更第1地割312番1地先まで
一般国道	283号	釜石市松原町二丁目34番1地先から新町116番49地先まで
一般国道	342号	一関市赤荻字月町193番2地先から山目字大槻75番1地先まで

2 指定する期日 令和元年7月31日

3 通行方法

1の道路を通行する国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車は、次の通行方法によらなければならない。

(1) 交差点における左折に当たっての誘導

県道後藤野野中線から北上市和賀町藤根17地割に所在する交差点を左折して一般国道107号に入るときは、他の車両又は自転車（以下「他の車両等」という。）との衝突の危険を生じさせないように、当該国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車及び他の車両等の誘導を行う者又は車両を配置すること。

(2) 橋等の通行方法

橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路（高速自動車国道を除く。以下「橋等」という。）を通行する場合にあっては、徐行するとともに、橋等の一の径間の一の車線において限度超過車両（道路法（昭和27年法律第180号）第47条の2第1項に規定する車両をいう。）又は他の国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車と連続して通行しないよう十分に注意すること。